動労千葉

国鉄千葉動力車労働組合

〒280 千葉市要町2番8号（動力車会館）

電話｜（鉄電）千葉 2935・2936番
（公）千葉（22）7207番

91.8.26 No. 3452

9.1

カンボジア出兵―改憲・徴兵への道

PKO派兵法案 小選挙区制 つぶせ

●全国総決起集会／9月1日（日）正午／東京・宮下公園（JR渋谷駅2分）集会後デモ

PKF本体への参加「合憲」と新見解?!

八月二十二日の衆議院予算委員会の中で、工藤内閣法制局長官は、これまでの政府見解をくつがえして、国連平和維持活動（PKO）協力のための平和維持軍（PKF）への自衛隊の参加を「合憲」とするあらたな政府見解をあきらかにした。

これまでの政府見解は、「目的、任務が武力行使を伴う平和維持軍への参加は、憲法上許されない」という立場をとってきた。

ところが今回「条件つきで参加を合憲」とする新見解を公表したことで、ろくな審議をしないままPKO協力法案の国会提案―通過を一気に強行しようとする状況がきている。それはこの発言が、公明党議員の質問に答える形でおこなわれたことにもあるように、自民・公明・民社三党による強行突破が狙われている。もはや事態は猶予のならないところまで来ているのだ。

政府は、平和維持軍（PKF）について①PKF司令官の指揮下に入る「参加」は違憲、②PKF組織の外で各種支援を行う「協力」は合憲、とする見解をもって今国会に臨んできた。これ自体、「協力」という形で武力行使を前提とした軍隊であるPKFへの参加の道を開く憲法違反そのものであった。

ところが国会が始まるや、更にふみこんで、PKF本体への「参加」までを「合憲」とする新見解を今度は明らかにしたのだ。

また政府は「参加する条件」に、①停戦合意が崩れるなどしてPKFが武力行使をする場合には、日本の部隊は撤収、②武器使用は、自己防護のため必要最小限に限定、という二点をあげている。これで「武力行使と一体化した参加という評価を受けることはない」と称している。

だが、戦闘状態になったら撤収するなどということがそもそもできるのか。PKFの指揮権は国連にある。さらに他の国ぐにの軍隊もPKFに参加している。この中で、日本の自衛隊だけが戦闘になったら、真っ先に撤収するなど出来る事ではないではないか。

9・1集会に全力で結集を

この出来るはずのない「条件」を上げているのは、ただ国会を通過させるための方便にすぎない。ウソでも国会さえ通過し、実際にPKFに自衛隊が参加さえすれば、あとはどうにでもなれ、と思っているのだ。こうして一旦派兵が強行されれば、あとはドロ沼の侵略の道にのめりこんでいくしかなくなる。

そうした道を許さないためにも、いま大　な反対の闘いを高揚させることが重要だ。九・一集会に全力で参加しよう。

平和維持軍条件つき参加

法制局長官が「合憲」

衆院予算委で答弁

衆院予算委員会で、PKOへの自衛隊参加、武器使用について答弁する工藤法制局長官。右端は海部首相

拡大解釈 積み重ね

臨時国会 91 断面

工藤内閣法制局長官は二十二日午前の衆院予算委員会で、政府が国連平和維持活動（PKO）協力のための国連平和維持軍（PKF）への参加を「憲法上許される」としてきた従来の政府見解を変更し、条件つきで参加は合憲とする新見解を明らかにした。湾岸危機ほっ発以来の憲法の拡大解釈が、また積み重ねられたことになり、今後、論議を呼びそうだ。

これまでの政府見解は、一九八〇年の政府答弁書で示したもの。工藤長官はこれを根拠に、昨秋の臨時国会の衆院国連平和協力特別委で、平和維持軍への参加は困難な場合が多い」と答弁した。平和維持軍は武力行使を伴うことが多い、という認識が前提にあった。

しかし、政府はこの国会で同時に、八〇年見解の憲法解釈を広げた。維持軍へのかかわりかたを、軍司令官の指揮下に入る「参加」と、軍組織の外にあって各種支援を行う「協力」に分け、武力行使を伴う維持軍の場合でも、武力行使と一体とならない「協力」ならば「参加」は違憲とする統一見解だ。後方支援に道を開こうという狙いの便法だった。

工藤長官の答弁はさらに憲法解釈を広げ、武力行使を伴う維持軍への「参加」までを合憲としたもの。

その条件として、先に政府が示した維持軍参加の基本方針（五条件）のうち、①停戦合意が崩れるなどして維持軍が武力行使をする場合は、日本の部隊は撤収する②武器使用は、要員の生命等の防護のため必要最小限のものに限定する―の二点を挙げた。これを守れば「武力行使と一体化した参加」という評価を受けることはない、という論法だ。

これに対しては、憲法の拡大解釈との批判のほか、実際の活動の場で武力行使と「一体化」しているか否かを区別できるか、という反論が予想される。

工藤内閣法制局長官は二条件つきで平和維持軍への原則参加方針を示したことに関し、「武力行使の事態になれば撤収するとしていることや、武器使用は要員の生命等の防護に限定するとの条件を示しており、かりに維持軍が武力行使を行っても、これへの参加は武力行使と一体化するものでなく、憲法に反しない」との新見解を明らかにした。

草川昭三氏（公明）の質問に答えた。これまでの政府見解を転換するものといえ、今国会で論議を呼びそうだ。

指定列車

千葉駅7番線

快速列車

発車	10：34
稲毛	：38
津田沼	：46
船橋	：50
市川	11：00
新小岩	：04